

私的戦闘集団に対しての国際法適用のあり方— ルワンダ紛争を事例として

岡本, 茉莉亜
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/21924>

出版情報 : 学生法政論集. 6, pp.29-42, 2012-03-23. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

私的戦闘集団に対する国際法適用のあり方——ルワンダ紛争を事例として

岡 本 茉莉亜

はじめに

17世紀に、グロティウスが『戦争と平和の法』において国際法を論じ¹て以来、戦争や紛争に関する様々な議論がなされ、かかる議論は、戦争における犠牲者・負傷者（兵士だけでなく、文民も含む）の権利やその保護に関する検討にも発展してきた。こうした議論を基に、様々な条約の締結・改訂が繰り返されてきたことは周知の通りである。

従来、国際（戦争）法は、複数の国家を行為主体として、国家相互間の戦争を前提として作られてきた²。しかしながら、特に冷戦構造の崩壊後、世界で勃発してきた戦争・（武力）紛争は、従来の様態から姿を変え、その中心となって戦闘を行う行為主体は国家に限られず、私的戦闘集団を含むきわめて多様な戦闘集団が登場してきている^{3 4}。

ここで、問題となるのが、国家を行為主体とした国際法を、どのように解釈し、私的戦闘集団に適用させるか、あるいは適用させないか、という点である。この問題を、本稿では、

¹ 『戦争と平和の法』（1625年）はグロティウス（H. Grotius, 1583-1645）の主著である。書名からも明らかであるように、「戦争の合理的な規制」が本書執筆の最大の目的であった。グロティウスは、戦争を「正しい戦争」と「不正な戦争」とに区別し、一定の正当原因が存在すると考えられる場合にのみ、すなわち「正しい戦争」のみが許されるとする「正戦論」を展開させた近代自然法学者の一人である（他に代表的な近代自然法学者としては、ビトリアなどが挙げられる。）。なお、グロティウスは本書の中で、戦争を訴訟の代替物として扱い、その正当原因を自己防衛・財産の回復・刑罰とした。更に、「ティンペラメンタ」という考え方を主張し、「正戦」の場合でも一定の節度を維持しなければならないと説いた。柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『プラクティス国際法講義』信山社、2011年、9、362頁；杉原高嶺『国際法学講義 Lectures on International Law』有斐閣、2011年、23、30頁；大沼保昭『国際法／はじめて学ぶ人のための』東信堂、2008年、88頁；松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑郁・松田竹男・田中則夫・岡田泉・薬師寺公夫『国際法〔第5版〕』有斐閣、2007年、283頁を参照。

² 本稿における「行為主体」とは、戦争・紛争、その他の武力紛争において法的な権利や義務を有する主体（集団及び個人）を意味している。後述するように、このこと背景には、戦争や（武力）紛争の実質的な行為者が、国家から多様な戦闘集団へと変化するに伴って、かかる戦闘集団又は戦闘員に対して如何なる法的保護が必要であるのかを再検討する、という問題意識がある。

³ 私的戦闘集団が単独・自力で国家と戦闘を行う場合だけでなく、諸外国や他の私的集団からの財政的若しくは物理的支援、又は軍隊や兵の派遣を受けて、それらの部隊と共同で戦闘を繰り広げる場合もある。

⁴ メアリー・カルドー（山本武彦・渡部正樹訳）『新戦争論』岩波書店、2003年、12、156-162頁。なお、カルドーは、近年の新しい形態の戦争における行為主体を、「正規軍またはそれらの残存勢力」、「準軍事組織」、「自警団」、「海外からの傭兵」、「国際社会の後援を受けた国外の軍隊」の5つの類型に区分している。

戦争における国際法の人道保護の側面に着目し、検討することを試みる。なぜならば、グロティウスが「戦争の惨禍」を目撃し、それを抑制することを目的として、国際法を論じた⁵ことから明らかなように、一方で国際法には、そもそも人道の保護を最大の目的としてその法制化が展開されてきたという歴史があるが、他方で近年の戦争における行為主体の多様化（私的戦闘集団の台頭）によって、戦争時の人道保護の確保が危ぶまれるような事態⁶に直面しているからである。

国際法上、戦争において、紛争当事者である国家の軍隊、すなわち正規軍に所属する個々の戦闘員は、たとえその行為が国家の命令に従うかたちで行ったものであったとしても、その行為が国際法に背くものであるならば、原則として犯罪人としての処罰を受けなければならない⁷。しかし、近年の国家相互間的ではない戦争及び紛争の増加に伴って、「国連の『自決』の原則のために、その行動が国連憲章に合致しているならば、私的戦闘集団であっても、交戦法規の義務からの免除の承認を得、正規の戦闘行動のように保護されても良い」という議論が行われるようになった⁹。

言うまでもなく、戦争の法規・慣例の範囲内で行動すると、私的戦闘集団は正規軍に対

⁵ 筒井若水『違法の戦争、合法の戦争 国際法ではどう考えるか?』朝日新聞社、2005年、122頁。

⁶ 例えば、従来から国際法の主体である国家主体には国際法の規定に従い人道の保護を確保しつつ戦闘することが義務付けられているのに対して、私的戦闘集団にこうした法的拘束力が及ばないのであれば、当該戦闘行為において、人道保護を確保することは難しい。これについては後述する。

⁷ いわゆる「上官命令の抗弁」に関する議論である。この議論に関連する規定として、次の2つがしばしば挙げられる。

・「1991年以後に旧ユーゴスラヴィア領域で犯された国際人道法の重大な違反に責任を有する者を訴追するための国際裁判所規程 (ICTY Statute) (旧ユーゴ国際刑事裁判所規程)」

第7条 (個人の刑事上の責任)

第4項「被告人は、政府又は上官の命令に従って行動したという事実をもって、その刑事上の責任を免除されない。ただし、国際裁判所が正義のために必要であると決定する場合には、刑罰の減輕に当たりその事実を考慮することができる。」

・「国際刑事裁判所に関するローマ規程 (ICTY Statute) (国際刑事裁判所規程)」

第33条 (上官の命令及び法律の規定)

第1項「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が政府又は上官(軍人であるか文民であるかを問わない。)の命令に従ってある者によって行われたという事実は、次のすべての条件が満たされない限り、当該者の刑事責任を阻却するものではない。

(a) 当該者が政府又は当該上官の命令に従う法的義務を負っていたこと。

(b) その命令が違法であることを当該者が知らなかったこと。

(c) その命令が明白に違法では無かったこと。」

(条文は、杉原高嶺編『コンサイス条約集』三省堂、2009年、341、342、349頁より引用した。)

⁸ 古くから、上官の違法な命令に従って行動した部下は、その行為による犯罪の責任を問われるべきか、という議論が行われてきた。多谷は、注釈4の2つの規定を挙げた上で、それら2つの規定において、上官命令の抗弁が認められる場合は、「具体的状況を前提にして、部下が、上官命令が違法であることを知っていることが、合理的に期待できないとき」に限られる、としている。多谷千香子『戦争犯罪と法』岩波書店、2006年、133-141頁を参照。

⁹ 筒井、前掲書、145頁。

抗し難く、ハーグ条約やジュネーヴ条約において捕虜として人道的処遇を受けるための交戦者の資格を、私的戦闘集団が備えることは難しい。なぜならば、かかる私的戦闘集団の交戦相手である正規軍は、一国の軍であり、兵士の数は勿論のこと、兵器の装備にしても、私的集団が戦略的・戦術的に不利な状況にあることは想像に難しくはないからである。更に、当該領域が植民地又は半植民地状態にある場合、国家正規軍は大国の支援を受けている可能性が高く、私的戦闘集団が国際法を遵守し、正攻法において正規軍に勝利することはますます困難である。

このようなことを考慮し、追加議定書では捕虜資格の範囲を拡大し、更にその権利を国際法を守る義務から分離・独立させて、すなわち戦闘員が国際法を守ると守らずとに関わらず、捕虜として扱われる権利または捕虜と同等の待遇を受けることができる権利を奪われないとする議論も活発化してきた¹⁰。事実、後者は追加議定書によって具現化されている¹¹。

とはいえ、たとえ「国際法を守る義務」を充たさずとも、私的戦闘集団の戦闘員に捕虜として保護される権利または捕虜と同等の待遇を受けることができる権利を与える、という議論は妥当であろうか。上述したように、その最大の意義を人道の保護として掲げてきた国際法であるが、この議論によって、その文民の保護の側面の希薄化に繋がる可能性が危惧される。なぜならば、私的戦闘集団が交戦法規を守らずとも、捕虜としての権利又は捕虜と同等の待遇を与えられる権利が保護されるのなら、実質的に、私的戦闘集団の加害行為による文民の被害を抑制することはできなくなってしまうからである。この「文民保

¹⁰ 同上書、157-161頁。

¹¹ 「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（ジュネーヴ諸条約第1追加議定書）」

第44条（戦闘員及び捕虜）

第2項「すべての戦闘員は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守する義務を負うが、これらの諸規則違反は、3及び4に規定する場合を除くほか、戦闘員である権利又は敵対する紛争当事者の権力内に陥った場合に捕虜となる権利を戦闘員から奪うものではない。」

第3項「戦闘員は、文民たる住民を敵対行為の影響から保護することを促進するため、攻撃又は攻撃の準備のための軍事行動を行っている間、自己と文民たる住民とを区別する義務を負う。もっとも、武装した戦闘員は、武力紛争において敵対行為の性質のため自己と文民たる住民とを区別することができない状況があると認められるので、当該状況において次に規定する間武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持する。

(a) 交戦の間

(b) 自己が参加する攻撃に先立つ軍事展開中に敵に目撃されている間

この3に定める条件に合致する行為は、第37条1(c)に規定する背信行為とは認められない。」

第4項「3中段に定める条件を満たすことなく敵対する紛争当事者の権力内に陥った戦闘員は、捕虜となる権利を失う。もっとも、第3条約及びこの議定書が捕虜に与える保護と同等のものを与えられる。この保護には、当該戦闘員が行った犯罪のため裁判され及び処罰される場合に、第3条約が捕虜に与える保護と同等のものを含む。」

（条文は、杉原、『コンサイス条約集』前掲書、439頁より引用した。）

護の側面の希薄化」の流れについては、第4節にて詳しく検討する。

この「たとえ『国際法を守る義務』を充たさずとも、私的戦闘集団の戦闘員に捕虜として保護される権利または捕虜と同等の待遇を受けることができる権利を与える」という議論に関連して、先に挙げた「私的戦闘集団が交戦者の資格を備えることは難しい」という課題に対応するために、学説上いくつかの方法が提起されている。この中で主要な位置を占めるものとしては、以下の3つがある。

第一の方法は、戦争や紛争における戦闘を、これまでのような複数の国家を行為主体とするものではなく、国家と（国家主体ではない）私的戦闘集団との戦闘、又は私的戦闘集団間の戦闘を対象として、新たな条約又は国際法を作成することである。

第二の方法としては、（既成の法制度の変更如何、或いは新たな国際法の作成如何を問わず、）『国際化された、または国際的な性格を得た内戦』はすなわち国際紛争である」と国際社会の公の場で明確にする、すなわち（既存の法制度に変更を加えるか否かに関わらず、）「国際化された内戦」を国際法上「国際紛争」として扱うよう、現行の解釈を変える、というものである。この方法は、従来は厳格に区別されていた国家間戦争としての国際紛争と一国内の国内内戦との区別を条件付きで取り払い、「国際化された内戦」を国際紛争と同様の法的保護の対象とする斬新な問題提起である。しかしながら、ある内戦が「国際化された」あるいは「国際的な性格を得た」と判断する基準、すなわち「国際化した」内戦と「国際化していない」内戦との区別の基準は曖昧であり、近年益々多様化しつつある戦争及び紛争の実態を鑑みると、それらを区別することは容易な判断ではない。

この状態を踏まえて考えだされたのが、国際連合の機関である安全保障理事会において、その「国際的な性格」を確認された紛争について、国際法を適用させる、という第三の方法である。つまり、この方法は第二の方法が提起する「国際化された内戦」を、安全保障理事会において認定するという修正案である¹²。

本稿では、この点について検討するために、ルワンダ紛争を事例として取り上げることとする。なぜなら、ルワンダ紛争における戦闘の行為主体は、後述するように、ルワンダ政府と私的戦闘集団であるルワンダ愛国戦線であり、なおかつ、この紛争によって、ルワンダ愛国戦線が、私的な戦闘集団であったにもかかわらず、当時のルワンダ政府率いる正規軍との戦闘に勝利をおさめ、政権を奪取することができたからである。前述したように、従来、国際法は国家を主体とし、国際法が適用されるのは専ら正規軍であり、これに対する私的戦闘集団は弱小な例が多かった。私的戦闘集団が国際法を守る、いわば「正攻法」

¹² 樋口一彦「内戦に適用される国際人道法：その拡大の可能性」『琉大法学』第55号（1995年）120頁。これらは、Bierzanekが検討を施したいくつかの可能性である。なお、同論文は、このBierzanekが提案した第3の方法について、「国際化された内戦全体が国際紛争として人道法全体が適用されるものと認められることが前提となって」いることに着目し、Bierzanekが「現行法を前提として安保理がそのような認定を行い得ると述べているのではない」と注意を促している。

にて戦闘を繰り広げるのは困難であり、またその力も弱小であるため、その交戦法規からの逸脱は「黙認」されてきたと言っても過言ではない。しかしながら、ルワンダ紛争においては、ルワンダ愛国戦線という私的戦闘集団が、正規軍に打ち勝ち、政権を奪取することができたのである。私的戦闘集団が正規軍に勝利を収めることができる、あるいは正規軍に匹敵するに近い戦力を保持するならば、文民を中心とする人道の保護という国際法の目的に照らし、当然にして、私的戦闘集団に対する国際法の適用の有無、さらにその仕方を検討していくべきである。

以上を踏まえ、本稿では、第1節でルワンダ紛争の一連の過程を振り返り、第2節においてはルワンダ紛争に国際法が適用されるべきか否かについて、第3節では私的戦闘集団ルワンダ愛国戦線に国際法が適用されるべきか否かについて考察を加える。更に、第4節では前3節の議論を受けて、私的戦闘集団に国際法を適用させることの意義及びその限界を詳らかにする。なお、本稿では、冒頭で述べたように、戦争における国際（戦争）法の人道保護の側面に着目する。そのため、国際法違反行為の中でも、とりわけ文民の保護の側面における国際法の違反に注目していく。

第1節 ルワンダ紛争の過程

本節では、一連のルワンダ紛争の過程を整理する。このことの趣旨は、どのような過程を踏んだ上で、ルワンダ愛国戦線が一私的戦闘集団であるにも関わらず一政権を獲得することができたのか、また、ルワンダ紛争における各当事者が、国際法上の規定に関連する行為をどのように行っていたのかを確認することにある。

ルワンダはかつて、トウチによる君主制国家であったが、1961年1月28日に、ベルギー植民地当局の黙認の下、「ギタラマのクーデタ」が行われ、君主制が転覆した。これに前後して、大多数のトウチや穏健派フトゥが大量の難民となって周辺国へと流出し、それは1960年代中葉までに20万人近くを数えるまでに至った。以降、ルワンダ共和国には、一部のフトゥ・エリートによる強権的支配が敷かれることになる。

この過程の中で誕生したカイバンダ政権において国防相になったジュベナール・ハビャリマナ（フトゥ）は、1970年代に入ってカイバンダ政権が顕著に弱体化したのを受けて、1973年にクーデタを起こし、政権を奪取した¹³。ハビャリマナ政権は、表面的には「平和と国家統一」を掲げていた。君主制転覆以降、フトゥによるトウチの迫害や虐殺、またそれに対するトウチのフトゥへの報復が繰り返され、混乱していた国内を収束させるために、フトゥとトウチの融和を目標としたのである。しかしながら、前述した国外難民の受け入

¹³ 武内進一「ルワンダにおける二つの紛争——ジェノサイドはいかに可能となったのか——」『社会科学研究』55巻（2004年）111、112頁。

れ問題の放置や、教育の場での均衡制度（クォーター制度）の維持など、実際には国外の難民や国内のトゥチに対する融和は図られなかった¹⁴。

こうした状況を受けて、ルワンダ国外に避難していた難民のために、1979年にルワンダ難民福祉基金（R R W F）が創設された。この組織は、翌年には政治的難民団体・国家統一ルワンダ人同盟（R A N U）に発展し、さらに1987年12月の第7回総会にて、名前をルワンダ愛国戦線（R P F）と変更し、その性格もより軍事的なものとなった¹⁵。以降、ルワンダ愛国戦線は反ルワンダ政府運動を展開していく。

1990年10月1日、ルワンダ愛国戦線は、前述したルワンダ難民の第二世代を中心として、ウガンダの支援を受けながら、ルワンダ北部に侵攻する一ルワンダ紛争の勃発である¹⁶。当初、ルワンダ愛国戦線はルワンダの首都キガリ近郊まで達するほどの勢いであった。しかし、フランス、ザイール、ベルギーから軍事援助と部隊派遣を受けたルワンダ政府の反撃にあい、内戦はやがて膠着状態に陥った。その後ルワンダ愛国戦線はルワンダ北部においてゲリラ戦を展開し、北部国境地帯はルワンダ愛国戦線によって占領される状態が継続するようになる¹⁷。この戦闘は、1992年7月にアフリカ統一機構やタンザニア政府の仲介により、ルワンダ政府とルワンダ愛国戦線との間で停戦合意がなされ、終息を迎える。翌年の8月にはタンザニアのアルーシャで和平協定であるアルーシャ協定が締結された¹⁸。

しかしながら、和平協定に定められた事項の遂行は上手くはいかなかった。アルーシャ協定での合意内容をめぐり、ルワンダの国内における政治勢力の分裂が進み、それと同時に、ルワンダ政府とルワンダ愛国戦線との間の対立も解消することがなかったからである¹⁹。これに伴い、治安も安定せず、1994年4月6日にルワンダ、ブルンジ両国大統領が乗った飛行機が撃墜され、それを発端として、所謂ルワンダ虐殺^{20 21}が開始された。これに乗じて、ルワンダ愛国戦線も攻勢を再開する。

¹⁴ 西村篤子「ルワンダにおけるエスニシティの政治化——1990年から1994年を中心に——」『国際公共政策研究』9巻、2号（2005年）212頁。

¹⁵ 同上論文、213頁。

¹⁶ 武内進一『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド』明石書店、2010年、258～260頁；武内、前掲論文、115頁。

¹⁷ 同上書、263頁。

¹⁸ 響場和彦「ルワンダにおける1994年のジェノサイド——その経緯、構造、国内的・国際的要因——」『徳島大学社会科学研究』第19号（2006年）48頁；武内・前掲論文、116頁。

¹⁹ 武内、同上論文、116、117頁；響場、同上論文、49頁。

²⁰ 「ルワンダの政権派幹部・民兵の策動によって」行われた。川端正久・武内進一・落合雄彦編『アフリカ叢書③ 紛争解決 アフリカの経験と展望』ミネルヴァ書房、2010年、124頁を参照。

²¹ 首都キガリにおける野党要人の「組織的殺戮」から始まり、ルワンダ全土に広まった。首都キガリでは「エスニシティに関わりなく反政府的な重要人物」を対象として、大統領警備隊をはじめとした軍が殺戮を行った。他方、地方では「女性や老人、子どもを含むトゥチ一般人の無差別殺戮」が、数多くの一般大衆が参加して行われた。武内、前掲書、300-305頁を参照。

1994年7月、ルワンダ愛国戦線はルワンダ全土を完全に掌握して軍事的勝利をおさめ、フトゥの大統領・パステール・ビジムング、トゥチの副大統領ポール・カガメ（元ルワンダ愛国戦線司令官、現ルワンダ共和国大統領）を中心とした新政権を樹立し、紛争は最終的な終結を宣言された²²。

上記のような過程をもって、ルワンダ愛国戦線は、私的戦闘集団であるという性質にも関わらず、ルワンダにおける政権の獲得を果たしたのである。

第2節 ルワンダ紛争に国際法が適用されるべきか

先述した本稿の論点について検討するにあたって、まず、ルワンダ紛争に国際法が適用されることが前提とされなければならない。国際法がある紛争に適用されるには、その紛争における当事者の双方が交戦者の資格を備えていることが必要である。私的戦闘集団が交戦者の資格を備えることは容易ではないが、これは従来の戦争が、複数の国家間という、交戦者の資格を備えている行為主体間の戦闘を与件としているため、当事者の一方または双方が交戦者の資格を備えていない場合が、その前提として想定されていなかったことに由来する。冷戦以前に多く見られた複数の国家相互間の戦争に対応していた国際法ではあるが、冷戦以後、戦争・紛争の行為主体が必ずしも国家に限られなくなり、国際法が当初想定していなかった行為主体が登場しているのである。

ここで、ルワンダ紛争が、上述した従来の戦争であるか、「内戦」であるかという問題が浮上する。従来の戦争とは、前述の複数の国家相互間の戦争、すなわち互いに交戦者の資格を備えた当事者間の紛争である。一方で、従来「内戦」と呼ばれてきたもののほとんどが、当事者の一方または双方が交戦者の資格を備えていない紛争であった。この国際法の適用に大きく関わるルワンダ紛争が「内戦」であるのか否か、という問題については、議論の余地があるが、ここでは、仮にルワンダ紛争が「内戦でない」場合と、「内戦である」場合とに区別して検討していく。

そもそも、第一節で述べたように、ルワンダ愛国戦線が北部ルワンダに侵攻した際のルワンダ愛国戦線の構成員には、ウガンダ正規軍が加わっていた上、フランスやザイールなどがルワンダ政府を援助していた。これらのことを踏まえると、戦闘の経過は極めて国際化しており、ルワンダ紛争が「内戦」であるとは言い難い。

また、仮にルワンダ紛争が「内戦」である場合、適用されるのは国際法ではなく、国内法であり、むしろ諸国にはルワンダへの不干渉が要求されるべきである。とはいえ、国際人道法に違反した行為を、ルワンダ政府などの紛争当事者が行っていたとなれば、国際連合は逆に干渉すべきである。先のルワンダ紛争の進行過程でも述べたように、実際に、こ

²² 武内、同上論文、118、119頁。

のルワンダ紛争に国際連合は干渉を行っていた。国際連合が干渉したことで、ルワンダ紛争には複数の国々の軍隊や人々が派遣された。この時点で、ルワンダ紛争は、ただ単に「ルワンダ国内のみで完結する内戦」ではなくなり、「ある一定程度の国際的な性質を持った内戦」となったと言える。国際性を持ったからには、適用される法はルワンダ一国の国内法ではなく、諸国に共通した法である国際法となるべきである。

要するに、ルワンダ紛争はその戦闘経過において高度の国際性を有しており、純然たる内戦とは言い難い。また仮にこれを「内戦」と解釈したとしても、国際人道法違反が明確に認められ、国際連合が干渉したという事実を鑑みるならば、国際法が適用されるべき「国際化された内戦」であると捉えることが妥当であろう。

このように、ルワンダ紛争が「内戦でない」場合と、逆に「内戦である」場合とに区別して検討してきたが、この異なる2つの区別の双方から、ルワンダ紛争に関しては同じ結論が導きだされるようである。すなわち、2つの区別の両方からも、ルワンダ紛争には国際法が適用されるべきであると言える。

ではなぜ、これまでこうした場合に国際法が適用されてこなかったのであろうか。通常、紛争において、交戦者の資格を備えているということは、合法的に戦闘行為を行うことができるということであり、双方の当事者が交戦者の資格を備えている場合、当事者は対等な地位で武力行使を合法的に行うことを相互に承認し合っているとと言える。従って、基本的に、互いの武力行使を合法的なものとして認め合わない当事者の間には、国際法は成立しない²³。

近年の紛争において、多くの場合、私的戦闘集団は、彼らの居住している国や、事情によって居住していない又は居住できない祖国におけるクーデタや革命、または既存の国からの地域的な分離・独立を目的としている。交戦者の資格を備えている国家側が、このような私的戦闘集団に対して、交戦者の資格を認めることは、その私的戦闘集団の実力に関わらず、ほとんど例がないと言ってよい。従来、当事者の一方または双方が交戦者の資格を備えていない紛争において、国際法の適用がなかなかなされてこなかった理由は、ここにある。

とはいえ、国際法の適用される範囲を拡大し、「内戦」に対して適用させようとする試みが、今まで全くなされてこなかったわけではない。なぜならば、私的戦闘集団の実力が、その武力行使の相手となる国家側と拮抗し、その紛争が、国際的な戦争、すなわち互いに交戦者の資格を備えている当事者間の紛争と変わらない様相を呈していた場合、事実上国際法の適用が必要になってくるからである。

これに伴い、国際法学上では、内戦などの紛争において、正統な政府や第三国が、反乱側であり「一定地域に事実上の政府を樹立」していると判断される私的戦闘集団を「交戦

²³ 樋口、前掲論文、101、102頁。

団体」と認めることにより、国際法などの適用を求める「交戦団体承認」制度が説かれたものの、実際に使われることはあまりなかった²⁴。代わりに、武力により政府の転覆や分離・独立を目指す私的戦闘集団の構成員を、あくまで公式には犯罪者としながらも、一方実際には交戦者の資格を備えている戦闘員と同様に扱い、国際法も適用させる（この考え方でいくと、私的戦闘集団の構成員が国際法を守らずとも、捕虜となった際は国際法上の捕虜としての待遇を与えられる）という、本稿で中心的論点となっている、表面と内容とで矛盾した方法がとられてきたのである²⁵。

第3節 私的戦闘集団ルワンダ愛国戦線に国際法が適用されるべきか

本節では、第2節を踏まえて、ルワンダ紛争における当事者の一方であるルワンダ愛国戦線に国際法が適用されるべきか、適用されるべきでないか、すなわち、ルワンダ愛国戦線に、国際法上交戦者の資格を備えた当事者に与えられる保護を与えるべきか否かについて、検討を加えていきたい。

第1節で述べたように、ルワンダ愛国戦線は停戦を破って軍事侵攻をしている。これは明らかに国際法違反である。また、第1節では詳しく述べなかったが、ルワンダ愛国戦線が占領を続けていたルワンダ北部におけるルワンダ愛国戦線による民間人への暴力も報告されている。これに関しては、国際連合の調査パネルも、ルワンダ愛国戦線による民間人への暴力行為は「ジェノサイドとは言えないまでも戦争犯罪に当たる」という趣旨の報告をしている²⁶。これに対しては、ルワンダ紛争においては、ルワンダ政府自体も、ルワンダ正規軍や憲兵隊、行政機関などの諸機関をとおして、ジェノサイドの支持・扇動などに関与していた^{27 28} ことなど、国際法違反と受け取れる行為を国家側が行っており、正規軍が国際法を遵守していないにも関わらず、私的戦闘集団たるルワンダ愛国戦線に国際法の遵守を要求することには妥当性が無い、という意見もあるかもしれない。

しかしながら、私的戦闘集団の主張がある程度正しければ、ルワンダ紛争において、ルワンダ愛国戦線がウガンダから支援を得ることが実際にできているように、主張を認める立場の国があり、その支援によって戦闘を行うことが可能である。ルワンダ紛争のように、既存の政府が国際法に違反する行為をした場合ならば尚更である。単数であれ複数であれ、

²⁴ 柳原・森川・兼原、前掲書、95、394頁。

²⁵ 樋口、前掲論文、102、103頁。

²⁶ 武内、前掲書、263頁。

²⁷ 武内、前掲論文、119頁。

²⁸ ルワンダ政府は、ジェノサイドの支持・扇動の他にも、内戦の勃発直後にはルワンダ愛国戦線の「内通者」がいると主張し、ルワンダ国内各地でタッチを中心に、正式な逮捕状も出さずに大量の容疑者を逮捕・抑留し、それらの容疑者に対して拷問した。武内、前掲書、261頁を参照。

諸外国の政府から支援を得られれば、たとえ私的戦闘集団であっても、国際法の規定を守り、交戦者の資格を備えるための規則に従いながら、戦闘を行うことは十分に可能であるはずである。

したがって、ルワンダ愛国戦線には国際法を適用すべきである。よってルワンダ愛国戦線の構成員が国際法上の規定を守っている限りにおいて保護を与えるべきであったであろう。しかしながら、実際には、ルワンダ愛国戦線は国際（戦争）法に違反した行為を行っていたため、ルワンダ愛国戦線の構成員には国際法上交戦者の資格を備えた当事者に与えられる保護を与えるべきではなかったと言える。

ここで、私的戦闘集団であるルワンダ愛国戦線に国際法を適用させた場合、ルワンダ愛国戦線にどのような権利・義務が生じるのかを整理しておく。まず、ルワンダ愛国戦線に発生する義務として、「国際法の遵守」が課せられる。この義務を全うする限りにおいて、ルワンダ愛国戦線の各々の構成員に保障されるのが、「捕虜として扱われる権利」ということになる。後節では、ルワンダ愛国戦線に国際法を適用させる場合に、これらの権利と義務が生じることを前提として、さらに私的戦闘集団に国際法を適用させることの意義について検討を加えていく。

第4節 私的戦闘集団に国際法を適用させることの意義

本節では、前節までの議論を踏まえながら、「たとえ『国際法を守る義務』を充たさずとも、私的戦闘集団の戦闘員に捕虜として保護される権利あるいは捕虜と同等の待遇を受けることができる権利を与える」ことの妥当性という冒頭の問いに立ち返る。その上で、前節の終わりに述べたように、私的戦闘集団に国際法を適用させることの意義について検討を加えていきたい。

この問いについては、本稿においては、妥当ではないと結論づけられる。なぜならば、「たとえ『国際法を守る義務』を充たさずとも、私的戦闘集団の戦闘員に捕虜として保護される権利または捕虜と同等の待遇を受けることができる権利を与える」という議論は、そもそも近代の悲惨な戦争の中で生まれてきた国際法という概念の根本を覆しかねないものと言えるからである。

先にも述べたように、国際法は、グロティウスなどの近代自然法学者がヨーロッパ諸国などの悲惨な戦争を目の当たりにしたことを起点として論じ始められた。その後も戦争に用いられる兵器の発展や、軍隊や戦争そのものの構造の変化により益々惨酷さを増していく戦争に対応するよう、議論を重ねられ、改正されてきた。

この国際法に関する議論の開始及び法制定の契機からも明らかであるように、国際法、特に、文民保護に直接的に大きく関わる軍事目標や交戦手段についての規定を含む交戦法規を守らずとも、捕虜としての権利又は捕虜と同等の待遇を与えられる権利が保護される

のなら、実質的に、私的戦闘集団の加害行為による文民の被害を抑制することはできなくなってしまう。なぜならば、私的戦闘集団の構成員に国際法を守る義務があり、実際に私的戦闘集団の構成員が国際法の規定を守る場合、それによって私的戦闘集団の構成員が享受することのできる恩恵は、戦闘の相手側に拘束された場合に不適切な人道にもとるような扱いを受けたり、不当な刑罰に処されたりする不安なく、捕虜としての適当な待遇を受けられたり、裁判を通して処される刑罰を決められたりすることのはずである。その恩恵が、私的戦闘集団の構成員が国際法上の規定を守るか否かに関わらず、ほぼ無条件に与えられるとすれば、必然的に私的戦闘集団の構成員は、有利に戦闘を進めるために、国際法上の規定を遵守する義務を放棄する可能性が高いからである。

このことから、逆に、私的戦闘集団に国際法を適用させること、すなわち、私的戦闘集団が国際法上の義務を守らない限りにおいて、捕虜として扱われる権利または捕虜に対する待遇と同等の待遇を与えられる権利を与えないことの意義が見えてくる。私的戦闘集団に国際法を適用させることの意義とは、つまりは端的に言えば、戦闘により文民が受ける被害や、文民が犠牲になることの防止・抑制である。なぜならば、国際法の適用を私的戦闘集団の構成員にまで拡大し、その戦闘の方法及び文民への攻撃を規制することで、一般の正規軍の場合と同様に、戦闘による文民の犠牲を軽減することができるからである。

第3節でも述べたように、ルワンダ紛争において、ルワンダ愛国戦線は政府側正規軍と拮抗、あるいはそれを凌駕する可能性も否定できない程の戦力を持っていたにも関わらず、国際法に違反して停戦を破って軍事侵攻をした。また、占領地における民間人への暴力も行っている。このように、私的戦闘集団が国際法上の義務を守らない限り、捕虜として扱われる権利または捕虜に対する待遇と同等の待遇を与えられる権利を、私的戦闘集団の構成員に与えないことに対する限界は、私的戦闘集団側が「交戦者たる資格」を持つために国際法上の規定を遵守するのではなく、自分たちが兵士の数や装備している兵器の上で、正規軍に対して戦略的・戦術的に不利な状況にあるとみなし、より確実に、より「手っ取り早く」、勝利を得るために国際法上の規定の遵守を怠る方向を向きがちであるという傾向に存する。さらに、たとえ私的戦闘集団が政府と拮抗する実力を持っていたとしても、今度は逆に闘争相手である正規軍を率いている政府側が私的戦闘集団の構成員側を「交戦者たる資格を持つ者」として扱いたがらないということも挙げられる。

これらの限界を挙げて、交戦者の資格のための条件を緩和することや、国際法を守る義務と捕虜の地位または同等の待遇を与えることを促す議論が推進されてきたのは、既に冒頭で述べた通りである。しかしながら、その議論は、戦闘において構成員が国際法を遵守しないがために戦争・紛争における当事者双方の戦闘員の犠牲を拡大させる危険性があるだけでなく、本節で検討を加えてきたように、国際法の文民に対する保護の側面を希薄化させ、「戦争の悲惨」を増大させることにつながりかねないのである。

確かに、ルワンダ紛争において、ルワンダ愛国戦線が国際法を遵守していた場合、ルワ

ンダ愛国戦線がルワンダ正規軍との戦闘に敗れていた可能性も否定できない。短期的に見れば、国際法上の義務を守らずに、いわば「何でもあり」という戦略を用いた方が、戦闘においては有利であるという意見にもある程度の妥当性はある。

しかし、長期的に見れば、国際法の遵守は国際世論を味方につけることにつながる。逆に国際法を破れば、国際社会において支持を得ることは難しい。事実、周知のように、ルワンダ政府がルワンダ紛争中に行った行為は、「ルワンダ虐殺」として、広く国際世論からの批判を受けた。前述したように、既存の国におけるクーデタや革命、または既存の国からの地域的な分離・独立を多くの場合で目的としている私的戦闘集団にとって、国際法の遵守は、戦況やその後の政権運営に影響する「国際社会の支持」を得られるか否かに大きく関わる問題なのである。これを踏まえれば、国際法の遵守は必ずしも私的戦闘集団にとって不利となる材料ではなく、むしろ戦況やその後の国際社会において自らを優位に運ぶ鍵となることは明らかであろう。

国際法の主体を、従来の国家に限らず、私的戦闘集団にまで拡大することは、現在の戦争・紛争の主体の多様化を鑑みれば、妥当であると言える。しかし、その国際法の対象の拡大の仕方は、ただ法的保護を与えるだけでは足りない。国際法上の義務からの逸脱にも関わらず、捕虜として扱われる権利または捕虜に対する待遇と同等の待遇を与えられる権利を与えれば、私的戦闘集団の加害行為による文民の被害を抑制することは不可能である。従って、国際法の対象を私的戦闘集団にまで拡大するとき、それによって与えられる法的保護は、必ず国際法の遵守と引き換えでなければならない。私的戦闘集団に現行の国際法を適用するとき、その構成員が犯した犯罪行為は国際司法裁判所によって問われなければならないし、文民保護の観点から、その構成員には国際法上の義務を遵守するように促されなければならない。そのことによって守られる利益である文民の保護こそ、国際法が存在する最大の意義であり、戦争における行為主体の多様化が進んでいる現在、最も必要とされているものである。

おわりに

現在、世界は高度に情報化が進み、私的戦闘集団は以前よりも物理的支援は勿論のこと、国際世論の支持なども集めやすくなった。情報化により、現代では、自らの行動の主旨や根拠を主唱し、広範な支持を獲得することが必ずしも困難ではなくなっている。

政治を行う側も、これまで積極的にメディア媒体を、自己の支持基盤を盤石にするために利用してきた。第二次世界大戦前・中のドイツにおいて、ヒトラー率いるナチ党（NSDAP／ナチス）が当時台頭してきたラジオや映画等の媒体を通して宣伝活動を行い、ドイツ国民の多数の支持を得たことは周知のとおりである。

その後半世紀以上が経過し、近く第二次世界大戦後70年を迎えようとしている現在、イ

ンターネットが世界的に普及し、こうした傾向は益々拡大している。もはや政治制度の一部としてメディアが大きな役割を果たしていると言っても過言ではない。

逆に、世論の政治に対する影響力も無視できないものとなっている。ならば、もし私的戦闘集団の主張が説得的であれば、世論やその影響が有るにしろ無いにしろ、諸外国や他集団の支持を得、交戦法規を逸脱せずとも、勝利を望むことも不可能ではない。むしろ、交戦法規を逸脱すれば、国際的に非難を浴び、いよいよ支援を受けにくくなる。無論、政府・正規軍側は情報統制を行うことは容易であり、また政府機関がより多くのメディア媒体にアクセスし易く、支持を得やすいという反論があるかもしれない。しかしながら、近年耳目を集めたウィキリークスや、現在のリビアとその他アフリカ・中東を中心とする地域情勢などを鑑みる限り、その反論がもはや成り立ちにくくなっていることは明らかである。

本稿で検討してきたように、現在施行されている国際法において、規定されている戦争時の文民の保護を最大限に運行していくためには、私的戦闘集団といえども、国際法上の規定を全面的に適用させて、構成員が国際法上の規定を遵守しない限りは、相手側（ここではもっぱら正規軍側）に拘束された際に、捕虜としての権利又は捕虜と同等の待遇を与えられる権利を与えられない、とするのが最も妥当であると考えられる。しかしながら、私的戦闘集団の交戦相手である正規軍を率いている政府側が、私的戦闘集団の構成員側を「交戦者たる資格を持つ者」として扱いたがらないことや、私的戦闘集団側としても、「交戦者たる資格」を持つために国際法上の規定を遵守するよりも、より確実に「勝利」を得ようとするために国際法上の規定の遵守を怠る方向を向きがちであるという課題が残っている。

本稿では、この課題に対応するために考えられている学説のうち、主要な以下の3つを冒頭で取り上げた。第一の学説として、従来の複数の国家どうしを主体とする国際法とは別に、国家と私的戦闘集団、あるいは私的戦闘集団相互を主体とする国際法を新たに規定することであり、一方、第二の学説は、第2節で説明したように、ルワンダ紛争のように「『国際化された、あるいは国際的な性格を得た内戦』は国際紛争である」と、国際社会の公の場で明確に決定させることである。第三の学説はこの第二学説を修正した類型と言えるものであり、安全保障理事会においてその紛争の国際性を確認すれば、国際法を適用させて対応するというものである²⁹。他にもこの課題に対する対策としては複数のものが考えられているであろう。

これらの学説は、そのそれぞれが、将来的にある一定程度の有用性を備えていると言えるが、それぞれに問題点が存していることもまた否定できない。新たな国際法の規定を作成することには、これまでの歴史が示してきているように、一定以上の時間を要する。ま

²⁹ 樋口、前掲論文、120頁。

た、「内戦」の形態が多様化している現在、「国際化した」内戦と「国際化していない」内戦との区別の基準を定め、実際に区別していくことには多大な困難が付きまとう。この困難は、「国際化した」内戦と「国際化していない」内戦とを区別する場を国際連合の安全保障理事会に移したところで解消されることはないし、常任理事国として「拒否権」を備えている国々があり、かつその「拒否権」の当事国である「五大国」が世界全体を通して相対的にみると立場的に偏っていることなどを踏まえると、安全保障理事会で「公平に」検討し、なおかつ判断を下すことはより得難いことのように思われる。いずれにしても、現在進行している戦争・紛争の多様化に対する早期の対応をこれらの方法に求めることは非常に難しいことであると言える。

本稿は、私的戦闘集団の構成員に対する保護の必要性を全面的に否定しようとする趣旨のものではない。むしろ、国際法が規定された目的及びその人道的側面を考慮すれば、私的戦闘集団構成員の保護の必要性が説かれるようになったことにも理解できる要素はある。しかしながら、現在施行されている国際法上の規定で、現代の戦争及び紛争における最大の犠牲者である文民の保護を最大限に求めるとすれば、やはり私的戦闘集団といえども、国際法上の規定を全面的に適用させて、構成員が国際法上の規定を遵守しない限りは、捕虜としての権利又は捕虜と同等の待遇を与えられる権利を与えられない、とするのが最も妥当であるように思われる。国際法設置の最初の目的であった戦争の悲惨の防止、すなわち文民の保護を犠牲にしてまで、「たとえ『国際法を守る義務』を充たさずとも、私的戦闘集団の戦闘員に捕虜として保護される権利または捕虜と同等の待遇を受けることができる権利を与える」という議論を展開させることに、文民の保護以上の意義は見受けられない。